

## 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の 火葬及び斎場利用について

令和5年2月1日より、新型コロナウイルス感染症により亡くなられたご遺体の火葬について、国のガイドライン [令和5年1月6日(第2版)]の改正を鑑み、下記のとおり変更いたします。

- 1 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬の予約  
コロナ陽性者の火葬について、適切に感染対策が行われている場合には、通常の火葬と同じインターネット上による予約方法とします。
- 2 葬祭業者によるご遺体の搬送方法
  - (1) 国のガイドラインに基づき、ご遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行う等）がされていれば、納体袋に収容する必要はありません。また、棺への目張りも必要ありません。  
※ ただし、損傷が激しいご遺体、解剖後の遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合は、納体袋に収容してください。
  - (2) 納棺時に棺表面の清拭及び消毒をお願いいたします。
- 3 参列者人数  
参列者の人数制限は継続となりますが、30名程度まで可とします。
- 4 飲食（アルコールは禁止）  
施設内の飲食については、パーテーションが設置してある待合室、待合ロビー及び待合ホールで、個別包装の缶やペットボトル、お弁当及びお菓子に限り可とします。  
なお、飲食で出たごみはお持ち帰りください。
- 5 霊安室の使用  
新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の場合は、引き続き控えさせていただきます。
- 6 斎場利用時の注意点
  - ・ 斎場ご利用の場合は基本的な感染対策を徹底してください。  
（基本的な感染対策とは、三つの密「密閉・密集・密接」の回避、人と人との距離の確保、場面に応じたマスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等）
  - ・ 来苑者による集団感染を予防するため、新型コロナウイルス感染症に感染された方又はその疑いのある方は来苑をお控えください。
  - ・ 濃厚接触者の方が来苑される場合は、検査（PCR検査・抗原検査等）を実施して陰性でなければなりません。なお、陽性の方・体調不良の方は来苑をお控えください。
  - ・ 濃厚接触者の確認又は体調不良者の確認は、葬祭業者で行ってください。

今後も斎場運営につきまして、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。